

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究推進機構規程

平成27年3月25日
規程第 7 号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 研究推進機構（第3条・第4条）
 - 第3章 研究推進会議（第4条の2・第4条の3）
 - 第4章 研究推進部門（第5条－第7条）
 - 第5章 産官学連携推進部門（第8条－第10条）
 - 第6章 雑則（第11条・第12条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則（平成16年基本規則第1号）第27条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究推進機構（以下「研究推進機構」という。）に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 研究推進機構は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）が定める理念、基本方針等に基づいて、研究の活性化及び高度化に係る施策の企画、実施、研究活動の支援等を行い、また、国内外の機関及び企業との連携等を通じて、産官学連携をはじめとする研究成果の社会還元を多角的かつ戦略的に進めることを目的とする。

第2章 研究推進機構

（機構長等）

第3条 研究推進機構に機構長を置き、研究担当理事をもって充てる。

2 機構長は、研究推進機構の運営を総括する。

3 研究推進機構に、教員、リサーチ・アドミニストレーター（以下「URA」という。）その他学長が必要と認める職員を置くことができる。

（組織）

第4条 研究推進機構に、第2条の目的を達成するため、研究推進会議並びに研究推進部門及び産官学連携推進部門を置く。

第3章 研究推進会議

(研究推進会議)

第4条の2 研究推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究推進事業の実施に関する事項
- (2) 研究成果の社会への還元に係る支援の実施に関する事項
- (3) 研究力の充実強化に向けた点検・評価に関する事項
- (4) その他研究推進活動の実施に関する事項

2 研究推進会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 研究担当理事
- (2) 学長が指名する学長補佐
- (3) 各領域長
- (4) 研究推進部門長
- (5) 産官学連携推進部門長
- (6) 研究・国際部長
- (7) その他学長が指名する職員

3 前項第7号の委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、委員の在職する期間は、当該委員を指名する学長の在職する期間を限度とする。

4 研究推進会議に議長を置き、研究担当理事をもって充てる。

5 議長は、研究推進会議を主宰する。

6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が議長の職務を代理する。

7 議長が必要と認めるときは、第2項に規定する委員以外の者を出席させることができる。

(部会)

第4条の3 研究推進会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

第4章 研究推進部門

(研究推進部門長)

第5条 研究推進部門に部門長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

2 研究推進部門長は、研究推進部門の業務を統括する。

3 研究推進部門長の任期は、1年とし、再任されることができる。

ただし、研究推進部門長の在職する期間は、当該研究推進部門長を指名する学長の在職する期間を限度とする。

(研究推進部)

第6条 研究推進部門に研究推進部を置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 先駆的研究分野の創出に関すること。
- (2) 国内外の外部資金に関する政策動向や研究分野の分析に基づく外部資金の獲得支援に関すること。
- (3) 国際的な研究連携体制の戦略的構築に関すること。
- (4) 研究力の充実強化に向けた点検・評価に関すること。
- (5) 安全保障輸出管理に係る必要な助言等の支援に関すること。
- (6) 第1号から前号までに掲げるもののほか、研究推進に関すること。

2 研究推進部は、次に掲げる者で構成する。

- (1) U R A
- (2) その他学長が必要と認める職員

3 前項に規定する構成員は、研究推進部に係る業務を処理する。

4 研究推進部に、専門的見地から研究推進部の業務に助言を行う研究推進専門アドバイザーを置くことができる。

5 前項に規定する研究推進専門アドバイザーは、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における授業等の事務の委託に関する規程(令和4年規程第1号。以下「授業等事務委託規程」という。)第3条第1項第2号に定める外部アドバイザーの呼称を用いる者のうち、研究推進に関する優れた見識を有すると認められるものから、研究推進部門長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

6 研究推進部に、重点的に推進する研究を実施するために、次に掲げる研究室を置く。

- (1) 新プロジェクト研究室
- (2) 国際共同研究室

7 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(学際融合領域研究推進部)

第7条 研究推進部門に学際融合領域研究推進部を置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学際・融合領域研究の推進に関すること。
- (2) 学際融合領域研究棟の管理運営に関すること。

2 学際融合領域研究推進部は、次に掲げる者で構成する。

- (1) U R A
- (2) その他学長が必要と認める職員

3 前項に規定する構成員は、学際融合領域研究推進部に係る業務を

処理する。

第5章 産官学連携推進部門

(産官学連携推進部門長)

第8条 産官学連携推進部門に部門長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

2 産官学連携推進部門長は、産官学連携推進部門の業務を統括する。

3 産官学連携推進部門長の任期は、1年とし、再任されることが出来る。ただし、産官学連携推進部門長の在職する期間は、当該産官学連携推進部門長を指名する学長の在職する期間を限度とする。

(ビジネス・イノベーション部)

第9条 産官学連携推進部門に、ビジネス・イノベーション部を置き、次に掲げる業務を行う。

(1) 新産業創出及び産官学連携支援に関すること。

(2) 本学の知的財産の活用に関すること(TLO部の業務を除く。)

(3) 前2号に関連する教育に関すること。

(4) 第1号及び第2号に関連する法務支援に関すること。

(5) 課題創出連携研究事業の実施に関すること。

(6) 研究力の充実強化に向けた点検・評価のための補助に関すること。

2 ビジネス・イノベーション部は、次に掲げる者で構成する。

(1) URA

(2) その他学長が必要と認める職員

3 前項第1号に規定するURAのうち、URA(マネージャー)の職にあるものは、ビジネス・イノベーション部マネージャーと称することができる。

4 第2項に規定する構成員(前項によりビジネス・イノベーション部マネージャーと称する者は除く。)は、産官学連携コーディネータと称することができる。

5 第2項に規定する構成員は、ビジネス・イノベーション部に係る業務を処理する。

6 ビジネス・イノベーション部に、専門的見地からビジネス・イノベーション部の業務に助言を行う産官学連携専門アドバイザーを置くことができる。

7 前項に規定する産官学連携専門アドバイザーは、授業等事務委託規程第3条第1項第2号に定める外部アドバイザーの呼称を用いる者のうち、産官学連携に関する優れた見識を有すると認められるものから、産官学連携推進部門長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

- 8 ビジネス・イノベーション部に、課題創出連携研究事業を実施するために、課題創出連携研究室を設置する。
- 9 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(T L O部)

第10条 産官学連携推進部門に、T L O部を置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の知的財産の調査、評価及び権利化に関すること。
 - (2) 技術移転に関すること。
 - (3) 前2号に関連する教育に関すること。
 - (4) 第1号及び第2号に関連する法務支援に関すること。
 - (5) 研究力の充実強化に向けた点検・評価の補助に関すること。
- 2 T L O部は、次に掲げる者で構成する。

- (1) U R A
 - (2) その他学長が必要と認める職員
- 3 前項第1号に規定するU R Aのうち、U R A (マネージャー)の職にあるものは、T L O部マネージャーと称することができる。
- 4 第2項に規定する構成員(前項によりT L O部マネージャーと称する者は除く。)は、技術移転コーディネータと称することができる。
- 5 第2項に規定する構成員は、T L O部に係る業務を処理する。
- 6 T L O部に、専門的見地からT L O部の業務に助言を行う技術移転専門アドバイザーを置くことができる。
- 7 前項に規定する技術移転専門アドバイザーは、授業等事務委託規程第3条第1項第2号に定める外部アドバイザーの呼称を用いる者のうち、技術移転に関する優れた見識を有すると認められるものから、産官学連携推進部門長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

第6章 雑則

(事務)

第11条 研究推進機構に関する事務は、研究・国際部研究協力課が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、研究推進機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、現に改正前の第6条第2項第1号及び第2号、第9条第2項第1号及び第2号並びに第10条第2項第1号及び第2号に規定する者であって、施行日以降も引き続き雇用される者については、改正後の第6条、第9条及び第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。